

掲示物規程

1. 学生会館委員会は、学生会館・キャンパスプラザを利用する者に対し大会、演奏会、劇公演、講演会その他のイベントに関する告知を主に行うための設備として掲示板を設置し、それに掲示される掲示物の使用規則を本規程により定める。
2. 本規程は、学生会館本館・新館、キャンパスプラザ A・B 棟（以下各施設とする）の共用部分に掲示される全ての掲示物に対して定めるものである。但し、各自治団体の掲示板および占有壁に掲示されるものは除く。
3. 各施設への掲示を希望する団体は本規程の定めるところに従い、学生会館運営委員会の許可を得なければならない。
4. 原則として、学内外を問わずあらゆる団体の掲示を許可するが、申請者は掲示を希望する団体に所属する東京大学の学生、院生、研究生、もしくは教職員でなければならず、以下に該当する内容の掲示は許可しない。

- 一 もっぱら営利を目的とするもの。
- 二 掲示物に掲示団体が明記されていないもの。
- 三 特定少数の対象に向けられたもの。
- 四 その他、学生会館委員会が不適切であると認めたもの。

5. 掲示を申請する団体は、学生証などの東京大学発行の身分証を提示した上でキャンパスプラザの事務室において所定の用紙に必要事項を記入し、許可を得なければならない。許可された掲示物には許可印が与えられる。
6. 学生会館運営委員会は、第 4 条の各項に該当する可能性が明らかでない限り原則として申請された掲示物について許可しなければならない。ただし、学生会館委員会は第 4 条の各項に該当する可能性がある掲示物について、許可を行った後にその取消を行うことがある。
7. 掲示場所は、各施設に設置されている指定の掲示板に限る。これ以外の場所に許可なく掲示することは禁止する。
8. 掲示期間は原則として一ヶ月とする。ただし、当該企画の最終日が一ヶ月以上先である場合、二ヶ月を限度にその最終日までの掲示を認める。
9.
 - 1 一団体が同時に掲示可能な掲示物の枚数の上限については、全ての施設の合計をその大きさに応じて以下のように定める。

- 一 A3 以下のもの：12 枚
- 二 A2 以下で A3 を超えるもの：6 枚
- 三 A1 以下で A2 を超えるもの：3 枚

- 2 一団体が掲示板一カ所につき掲示できる掲示物は 1 枚のみとする。
10. 第 4 条、第 7 条、第 8 条の条件を満たさない掲示物であっても、学生会館委員会の許可を得たものであれば掲示することができる。
11.
 - 1 以下の掲示物は学生会館運営委員及びその委託を受けた者によって撤去される。

- 一 掲示期限の過ぎたもの。
- 二 許可印のないもの。
- 三 許可を取り消されたもの。
- 四 定められた場所以外に掲示されたもの。

- 五 上限数を超過しているもの。
- 六 他の掲示物の上に重ねて貼ったもの。
- 七 その他、学生会館運営委員会が不適切であると認めたもの。

2 前項第五号の規定による掲示物の撤去は、事後に学生会館委員会の同意を得ることを必要とする。

12. その他、掲示物に関しては、学生会館運営委員の指示に従うこと。

附 .2010 年 10 月 29 日一部規約改正

附 .2011 年 2 月 11 日一部規約改正

附 .2014 年 3 月 11 日一部規約改正、同年 4 月 1 日施行。

附則（2016 年 10 月 14 日改正）

1. この規則は 10 月 15 日より施行される。

附則（2017 年 2 月 3 日改正）

この規程は 2017 年 2 月 3 日より施行される。